31静建土技第2556号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年３月23日

受注者　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　技術政策課長

工事成績評定基準の改定について（通知）

土木工事成績評定基準及び建築・設備工事成績評定基準について、国土交通省（平成30年４月）並びに静岡県（令和２年度予定）の評定基準の改定にあわせ、評価項目の追加及び評価拡大することとした。また、共通仕様書の改定（令和２年４月）に伴い施工プロセスチェックリスト（土木工事）を更新することとしたので通知します。

記

【改正点】

　下記について評価項目の新設、拡大は別表に評価対象、評価基準等詳細を記載。

１．週休二日の取組みについて評価項目を新設（土木工事）・・・別表１

２．若手技術者の登用について担い手育成の評価を新設　・・・別表２

３．快適トイレ設置について評価を拡大　　　　　　　　・・・別表２

４．法令遵守等の該当項目一覧に適応事例の追記　　　　・・・別表２

５．共通仕様書改定に伴う施工プロセスチェックリスト（土木工事）の更新・・・別添

【適用開始】

前述１、２　　　　令和２年４月１日以降の発注工事から適用。

前述３、４、５　　令和２年４月１日以降の完成検査（工事成績評定）から適用。

※評定エクセルについては、令和２年度版を新年度４月以降に配布します。

また、受注者への周知として市ホームページに掲載します。

外部向け：静岡市HP＞事業者向け＞公共工事の技術政策＞工事検査＞各種チェックリスト

内部向け：建文録＞01技術の花園＞023工事検査等＞00通知（工事検査関係）

以上

＝問い合わせ先＝

　　工事成績評定：検査グループ　　　　　外線221-1078

　　　　　　（土木）長島　　　　　内線81-3651

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（建築・設備）　　　　内線81-3653

　　　　　　　　　　　　　週休二日、担い手育成：企画グループ　外線221-1010

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　内線81-3658

１．週休二日の取組みについて評価項目を新設（土木工事）

国：実施済、静岡県：一部実施済み及び実施拡大予定

工事成績評定基準の改定について　　別表１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評定者 | 考査項目 | 評価対象項目 | 評定点 | 加点 |
| 担当監督員 | 創意工夫**※１** | 【新設：働き方改革】**（受注者希望型）**週休二日に取り組んだ。 | １点 | １点×担当0.4＝0.4点 |
| 主任監督員 | 工事特性**※２** | 【新設：働き方改革】**（発注者指定型）**発注者指定による週休二日の実施工事。 | ２点 | ２点×主任0.2＝0.4点 |
| 主任監督員 | 施工状況工程管理**※３** | 現場閉所による週休二日（４週８休以上）に取組んだ。 | ２項目評価で『ｂ』 | ―『ｂ』0.2点 |
| 【評価対象】　受注者希望型にて実施した工事は、創意工夫と主任監督員工程管理の評価対象とする。　発注者指定型にて実施した工事は、工事特性と主任監督員工程管理の評価対象とする。【判断基準】受注者希望型の場合、受注者は実施を希望する旨の協議書を監督員に提出し、承諾を受けた後、施工計画書に取組み予定を記載、工事完成時に指定様式にて実施状況を報告する。発注者指定型の場合、発注者は施工条件明示書に対象工事であることを明示する。受注者は、施工計画書に取組み予定を記載、工事完成時に指定様式にて実施状況を報告する。 |

※１　担当監督員考査項目　５．創意工夫

**34．週休二日（４週８休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。（新設）**

※２　主任監督員考査項目　４．工事特性

**17．発注者指定による週休二日の実施工事。（新設）**

※３　主任監督員考査項目　施工状況　工程管理

**７．現場閉所による週休二日（４週８休以上）に取り組んだ。（新設）**

２．若手技術者の登用について評価項目を新設

工事成績評定基準の改定について　　別表２

国：実施済、静岡県：実施予定

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評定者 | 考査項目 | 評価対象項目 | 評定点 | 加点 |
| 主任監督員 | 地域貢献**※４** | 【新設：担い手育成】若手技術者の登用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。 | 項目評価１項目評価で『ｂ’』 | ―『ｂ’』0.5点 |
| 【評価対象】　総合評価方式以外で発注した工事において技術者配置された場合、評価の対象とする。総合評価方式は若手技術者の配置を評価項目としているため、工事成績評定では加点しない。【判断基準】　現場代理人もしくは主任技術者として当該現場に配置され、工事完成時に指定様式にて実施状況を報告された場合、地域貢献にて加点。若手の定義（総合評価方式入札の加点基準及び静岡市優良建設工事等表彰要領と同様）：建設工事を契約した日の属する年度の4月１日に満35歳以下の技術者をいう。 |

※４　主任監督員考査項目　地域貢献

**７．若手の登用など、担い手育成に向けた取り組みが図られた。（新設）**

 　令和２年度から、『インターンシップ受入れの取組』についてもこの項目にて評価する。

３．快適トイレ設置について評価拡大

国：未実施、静岡県：実施済

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評定者 | 考査項目 | 評価対象項目 | 評定点 | 加点 |
| 主任監督員 | 地域貢献※４ | 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観にあわせるなど積極的に地域との調和を図った。 | 項目評価１項目評価で『ｂ’』 | ―『ｂ’』0.5点 |
| 【評価対象】　設計計上していないが、受注者が自主的に設置した場合に対象とする。【判断基準】　快適トイレ設置の取組み予定内容を施工計画書に事前に記載し、工事完成時に指定様式にて実施状況を報告された場合、地域貢献にて加点。 |

※４　主任監督員考査項目　地域貢献

**２．現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。**

４．法令遵守等の該当項目一覧に適応事例の追記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評定者 | 考査項目 | 評価対象項目 | 加点（減点） |
| 主任監督員 | 法令順守 | 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請負人契約を締結した。 | 入札参加停止措置期間に応じて－３から－２０点 |